

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

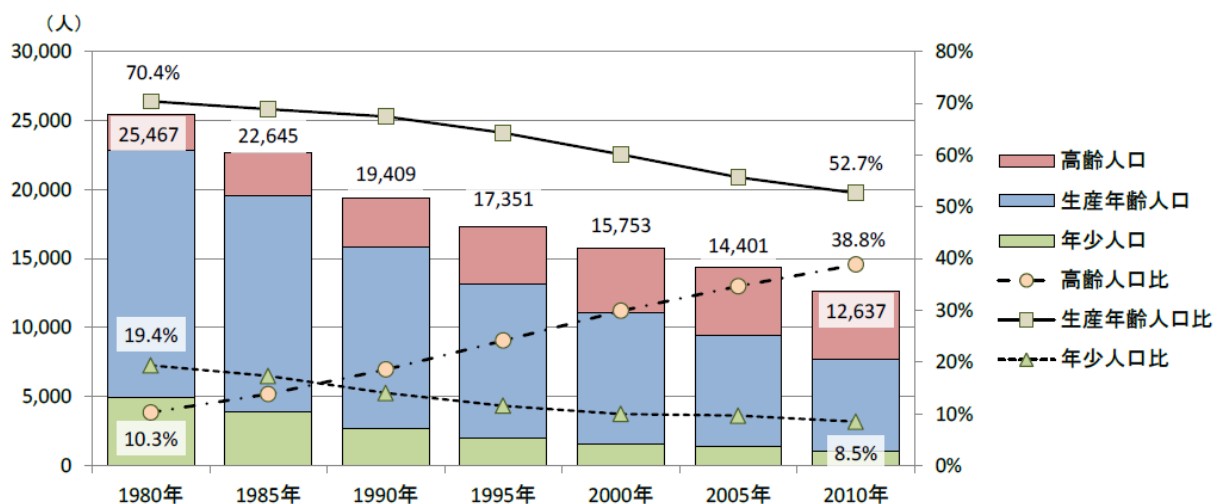
#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

##### ①赤平市の人口構造及び産業構造

赤平市の人口は、昭和34年の炭鉱最盛期の58,713人をピークに相次ぐ閉山とともに激減し、総人口とともに生産年齢の人口は下降の一途をたどっている(図1)。平成30年6月末現在で人口は10,308人となっている。

[図1]

#### 赤平市 3階層別人口の推移(1980年~2010年)



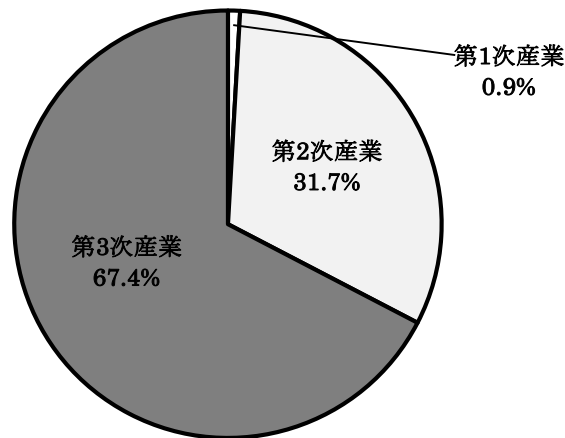
(出典：国勢調査)

本市の産業は、石炭産業を中心として経済発展を遂げてきたが、昭和30年代後半以降のエネルギー政策の転換により、閉山が相次ぎ、平成6年には市内の全ての炭鉱が姿を消すに至り、人口の急激な減少による地域経済の疲弊が顕著になっていたことから、企業誘致を積極的に進め、鉱業から工業へ基幹産業の転換を進めてきた。

経済センサスの基礎調査集計から、本市の産業別人口の構成比は、67.4%を第3次産業が占め、次いで第2次産業の31.7%、第1次産業の0.9%となっている(図2)。

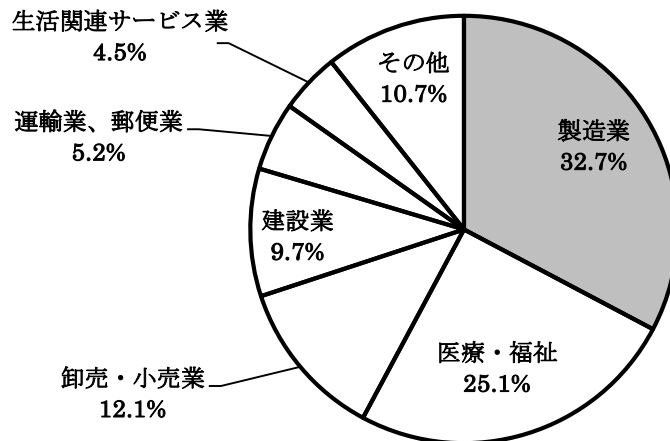
産業別の付加価値額の割合でみると、赤平市においては製造業が32.7%と最も高く、次いで医療・福祉の25.1%、卸売・小売業の12.1%、建設業の9.7%となっている(図3)。

〔図2〕 赤平市の産業別人口の割合



(出典：H26 経済センサス基礎調査)

〔図3〕 赤平市の産業別付加価値額の割合



(出典：H26 経済センサス基礎調査)

## ②赤平市内の産業における課題

人口減少に伴う労働者人口の減少と高齢化の影響が市内の中小企業・事業所にくまなく及んでおり、本市においてもインターンシップ事業や合同企業説明会、各企業に勤める人物にスポットを当てた小冊子の作成など人材の確保に努めている所である。

また、製造業が盛んな本市においては、各企業の機械・設備の老朽化も深刻な状況となっており、労働生産性を向上させるための設備投資の促進が喫緊の課題である。

## (2) 目標

赤平市では、生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に6件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

赤平市の産業は、製造業、医療・福祉を中心として、卸売・小売業、建設業と多岐に渡り、多様な業種が地域の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

従って、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

赤平市の産業は、市内に点在しているため、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は市内全域とする。

### (2) 対象業種・事業

赤平市の地域振興、経済発展のためには、幅広い業種の生産性向上を目指していく必要があることから、本計画における対象業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取り組みは、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様であるため、計画において対象とする事業は、労働生産性が年率3%以上向上することに資すると見込まれる事業全てとする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

### (1) 雇用への配慮

市は、人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 健全な地域経済の発展への配慮

市は、公序良俗に反する取組や、反社会勢力との関係が認められるものについては先端設備導入計画の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。